

日本医科大学貸与奨学金規程

平成 11 年 6 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）が日本医科大学（以下「本学」という。）の学生に対して奨学金を貸与すること等の措置を講ずることにより、本学学生の就学及び育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「貸与奨学金」とは、本学学生に貸与する日本医科大学貸与奨学金をいう。

2 この規程において「貸与奨学生」とは、貸与奨学金を受ける日本医科大学貸与奨学金奨学生をいう。

3 この規程において「本人」とは、貸与奨学生又は貸与奨学生であった者をいう。

(貸与奨学金の資金)

第 3 条 貸与奨学金に要する資金は、本学の予算に計上するものとする。

(貸与奨学生選考委員会)

第 4 条 貸与奨学生を選考するため、本学医学部及び医療健康科学部に貸与奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成及び委員長)

第 5 条 委員会の構成及び委員長は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 医学部貸与奨学生選考委員会は、副学長（教育担当）、医学部長、医学科長、基礎科学主任、医学学生部長、医学学生部副部長及び学年担任を委員として構成し、委員長は、医学部長とする。

(2) 医療健康科学部貸与奨学生選考委員会は、副学長（教育担当）、医療健康科学部長、看護学科長、医療健康科学学生部長及び学年担任を委員として構成し、委員長は、医療健康科学部長とする。

2 学長は、委員会に随時出席し、助言するものとする。

(委員会の招集及び開催)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開催することができない。

(議事)

第 7 条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の審査・選考)

第8条 貸与奨学生の選考は、委員会において次に掲げる事項について審査して行うものとする。

- (1) 学業成績（1年生については入学試験成績）
 - (2) 家庭の経済事情
 - (3) 人物考査
 - (4) 健康状態
 - (5) その他特殊事情
- （貸与奨学金の申請）

第9条 貸与奨学金を申請する者は、毎年度、申請書類を委員会に提出することとする。
（連帯保証人等）

第10条 貸与奨学金を申請する場合は、連帯保証人及び保証人各1名を必要とする。

2 前項の連帯保証人は、原則として父母又はこれに代わる者とし、本人と連帯して貸与奨学金の返済の責を負うものとする。

3 第1項の保証人は、原則として4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の者とし、連帯保証人の次に貸与奨学金の返済の責を負うものとする。

（申請及び借入れの書類）

第11条 貸与奨学金の申請及び借入れに係る書類は、別に定める。

（貸与奨学生の決定）

第12条 第9条の規定により貸与奨学金の貸与の申請があったときは、委員会は、第8条に定める事項について審査して選考し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、委員会の選考結果を勘案し、貸与奨学生を決定する。

（貸与奨学生の決定通知）

第13条 学長は、前条により貸与奨学生を決定したときは、貸与奨学金の総額及び返済方法について、本人、連帯保証人及び保証人に通知する。

2 前条の通知を受けた本人は、速やかに第11条に規定する借入れに係る書類を提出しなければならない。

（貸与奨学金の限度額）

第14条 貸与奨学金の額は、学費相当額を限度とする。

（貸与奨学金の支給）

第15条 貸与奨学金の支給は、原則として学費の額から貸与奨学金の額を控除する方法により行う。

（届出義務）

第16条 本人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく届出なければならない。

- (1) 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、職業、その他重要事項の変更
- (2) 連帯保証人又は保証人の死亡、傷害事故その他の事由による変更
- (3) 貸与奨学生の休学、復学又は退学

(貸与奨学金の停止、中止)

第17条 貸与奨学金が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与奨学金を停止し、又は中止する。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 本学学則に定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) 前条の届出を怠ったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (5) 家庭の経済事情の変動により、貸与奨学金を必要としなくなったとき。
- (6) その他貸与奨学生としてふさわしくないと認められる事由が生じたとき。

(貸与奨学金の利子)

第18条 貸与奨学金は、無利子とする。

(貸与奨学金の返済)

第19条 貸与奨学金の返済は、学部の区分により次のとおりとする。

(1) 医学部貸与奨学生 卒業後3年目以降において、10年間の元金均等割賦の方法により行う。

(2) 医療健康科学部貸与奨学生 卒業した年から、10年間の元金均等割賦の方法により行う。

2 前項の返済期限は、毎年12月末日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、本人に特別の事情が生じた場合は、委員会においてその者からの申請の内容等について審査し、貸与奨学金返済の期間及び方法を変更することができる。

(貸与奨学金の停止等による返済)

第20条 本人が第17条により貸与奨学金を停止又は中止されたときは、直ちに支給された貸与奨学金を返済しなければならない。ただし、本人に特別の事情があるときは、委員会は、貸与奨学金の返済を割賦の方法等とすることができる。

(延滞利息)

第21条 貸与奨学金の返済を3ヵ月以上滞納したときは、理由の如何を問わず、延滞した日から延滞利息を支払うものとする。

2 前項の延滞利息の額は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の延滞利息の計算方法により算出した額とする。

(繰上返済)

第22条 本人の申出により、第19条第1項の返済期間を短縮して、繰上返済することができる。この場合、連帯保証人及び保証人の了承を得て、申し出るものとする。

(返済猶予)

第 23 条 貸与奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、本人、連帯保証人及び保証人連署の上、期限を付した貸与奨学金返済の猶予の申請をすることができるものとする。

(1) 疾病等やむを得ない事由により、第 19 条第 1 項の規定により定めた返済が困難となったとき。

(2) その他特別の理由により返済の猶予を必要とするとき。

2 返済を猶予された者は、猶予期間が終了した年の翌年から、学長が指示する方法により貸与奨学金を返済しなければならない。

(返済免除)

第 24 条 貸与奨学生であった者が死亡又は重度の心身障害により、貸与奨学金の全部又は一部の返済が不可能となったときは、本人、連帯保証人又は保証人の申請により、その全部又は一部の返済免除することができる。

(期限の利益の喪失)

第 25 条 本人が貸与奨学金の返済を 3 か月以上滞納し、法人からの催告期間内に返済しなかったときは、期限の利益を失い、直ちに残額を一括返済しなければならない。

(特別学資ローン)

第 26 条 この規程に基づく貸与奨学金の制度を補完するものとして、別途、本学の学生が法人指定の金融機関から学費の融資を受けることにつき、法人が保証の便を与える制度(以下「特別学資ローン」という。)を設ける。

2 前項の特別学資ローンについては、別に定める。

(事務)

第 27 条 この規程に関する事務は、本学事務局学事部がこれを担当する。

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 53 年 4 月 1 日制定の日本医科大学奨学金貸与規程による奨学金を受けた者については、従前の規程を適用し、適用者の返済終了をもって従前の規程を廃止する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(新丸子主任を基礎科学主任に変更した)

附 則

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

